

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年10月29日

【会社名】 株式会社明豊エンタープライズ

【英訳名】 MEIHO ENTERPRISE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅木 篤郎

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

(注)平成21年11月1日から本店は下記に移転する予定であります。

本店の所在の場所 東京都目黒区目黒三丁目11番3号

電話番号 03-5768-7731 (代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長梅木篤郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年7月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価をいたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、事業年度の末日以降に行われた、決算・財務報告プロセスの総勘定元帳から財務諸表を作成する手続き、連結財務諸表作成のための手続、及び財務諸表に関連する開示事項を記載するための手続において、チェック体制が不十分であったため、複数の誤謬を監査人から指摘されることとなりました。当社では、当該、決算・財務報告プロセスに係る不備は、結果として財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、当社の決算・財務報告プロセスに係る内部統制に重要な欠陥があると判断しました。なお、これらの誤謬については全て修正しております。

事業年度の末日までに是正ができなかった理由として、不動産業界の経営環境の激変等により、保有不動産の早期売却による資金回収、人員の削減を中心とする間接費の圧縮等、財務内容の改善施策を最優先せざるを得ない状況となり、開示書類の作成に係る知識及び経験を積んだ複数の人材の確保、配置、教育が十分に行えなかったことがあります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、開示書類の作成・検証等を行うための人員を配置し、相互チェック体制の強化を図ることにより、翌連結会計年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。